

岩倉市障がい者自動車運転免許取得費助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条の規定に基づき、障がい者の自動車運転免許（道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第3項に規定する普通自動車免許をいう。以下「免許」という。）の取得費を助成することにより、障がい者の自立生活及び社会参加の促進を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 岩倉市障がい者自動車運転免許取得費助成事業（以下「事業」という。）の実施主体は、岩倉市（以下「市」という。）とする。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき市の住民基本台帳に記載され、かつ、現に市内に居住している者
- (2) 次のいずれかに該当する者
 - ア 身体障害者手帳の交付を受けている身体障がい者
 - イ 療育手帳の交付を受けている知的障がい者その他知的障がい者であることが確認できる者
 - ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている精神障がい者
- (3) 免許の取得により社会参加が見込まれる者
- (4) 免許の取得費の助成の申請を行う月の属する年の前年（当該申請を行う月が1月から6月までの間にある場合は、前々年。次号において同じ。）の所得税の課税所得金額（各種所得控除後の額）（次号において「課税所得金額」という。）が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第7条に定める額を超えない者
- (5) 対象者の配偶者の前年の課税所得金額又は対象者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で当該対象者の生計を維持するものの前年の課税所得金額が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第8条の規定により計算される額を超えない者

(6) 自己の責任において免許を失効させた者又は道路交通法に違反したために免許の取消処分を受けた者でない者

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、免許の取得に直接要した費用の3分の2以内とする。ただし、1人当たり10万円を限度とする。

(申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、岩倉市障がい者自動車運転免許取得費助成申請書（様式第1）に別表に掲げる書類を添付し、福祉事務所に提出するものとする。ただし、市において公簿等により確認できる場合は、書類を省略できるものとする。

(決定)

第6条 福祉事務所長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、助成の可否を岩倉市障がい者自動車運転免許取得費助成決定（却下）通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

(完了報告)

第7条 申請者は、免許取得後直ちに、岩倉市障がい者自動車運転免許取得完了届（様式第3）に、次に掲げる書類を添付し、福祉事務所長に提出するものとする。

(1) 自動車運転免許証の写し

(2) 自動車学校（運転免許センターを含む。）に支払った金額の領収書

(助成金の決定通知)

第8条 福祉事務所長は、前条の規定による完了届を受理したときは、必要な調査を行い、助成額を決定し、直ちに岩倉市障がい者自動車運転免許取得費助成金決定通知書（様式第4）により通知するものとする。

(助成金の交付)

第9条 申請者は、前条の規定による助成金の決定を受けたときは、直ちに岩倉市障がい者自動車運転免許取得費助成金交付請求書（様式第5）を福祉事務所長に提出するものとする。

2 福祉事務所長は、請求書の提出があったときは、直ちに助成金額を交付する。

(台帳の整理)

第10条 福祉事務所長は、助成状況を把握するため、岩倉市障がい者自動車運転免許取得費助成台帳（様式第6）を整備しておくものとする。

(助成金の返還)

第11条 福祉事務所長は、申請者が虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付を受けたと認めるときは、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月28日から施行する。

別表（第5条関係）

<p>身体障がい者</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請者の住民票等の写し 2 適正相談通知書の写し 3 世帯全員の前年分の所得証明書 4 身体障害者手帳の写し
<p>知的障がい者</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請者の住民票等の写し 2 世帯全員の前年分の所得証明書 3 知的障がい者であることが確認できる書類で、次のいずれかのもの <ol style="list-style-type: none"> (1) 療育手帳の写し (2) 特別支援学校の在学証明書又は卒業証明書 (3) 児童相談所、知的障害者更生相談所等の判定書又はその写し (4) 市が発行する障がい福祉サービス受給者証の写し (5) その他医師の診断書等知的障がい者であることが確認できるもの
<p>精神障がい者</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請者の住民票等の写し 2 世帯全員の前年分の所得証明書 3 精神障害者保健福祉手帳の写し

様式第 1 (第 5 条関係)

岩倉市障がい者自動車運転免許取得費助成申請書

年 月 日

岩倉市福祉事務所長 殿

住 所
申請者 氏 名
生年月日

岩倉市障がい者自動車運転免許取得費助成事業実施要綱第 5 条の規定により、次のとおり申請します。

また、岩倉市障がい者自動車運転免許取得費助成事業実施要綱第 3 条第 6 号に規定する者でないことを誓約します。

手帳	種類		等級 (障がい名)	
	番号		交付年月日	
運転免許取得歴	(取得歴がある場合で取消処分等を受けた方はその理由も記入してください)			

【同意欄】

(申請者の同意欄)

申請に係る所得調査のため、私の課税状況を確認することに同意します

申請者 _____

(申請者の家族の同意欄)

申請に係る所得調査のため、私の課税状況を確認することに同意します

_____ (続柄 _____)

_____ (続柄 _____)

_____ (続柄 _____)

※申請者の家族の課税状況を市で確認するためには、それぞれから同意をいただく必要があります。

様式第 2 (第 6 条関係)

岩倉市障がい者自動車運転免許取得費助成決定 (却下) 通知書

第 号
年 月 日

様

岩倉市福祉事務所長 印

年 月 日付けで申請のありましたこのことについて、岩倉市障がい者自動車運転免許取得費助成事業実施要綱第 6 条の規定により、次のとおり通知します。

1 決定

2 却下

却下の理由	
-------	--

不服申立て及び取消訴訟

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、岩倉市長に対し審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、岩倉市を被告として (訴訟において岩倉市を代表する者は、岩倉市長となります。) 処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、前項の審査請求をしたときは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第3（第7条関係）

岩倉市障がい者自動車運転免許取得完了届

年 月 日

岩倉市福祉事務所長 殿

住所

氏名

年 月 日付け 第 号岩倉市障がい者自動車運転免許
取得費助成決定通知書で決定を受けた自動車運転免許取得については、
次のとおり完了しました。

免許取得経費	
免許取得年月日	
自動車学校等	

様式第4（第8条関係）

岩倉市障がい者自動車運転免許取得費助成金決定通知書

第 号
年 月 日

様

岩倉市福祉事務所長 印

年 月 日付け 第 号で支給決定しました岩倉市障がい者自動車運転免許取得費助成金は、下記の額に決定します。

つきましては、直ちに岩倉市障がい者自動車運転免許取得費助成金請求書を提出してください。

記

決定額 金 _____ 円

様式第 5 (第 9 条関係)

岩倉市障がい者自動車運転免許取得費助成金交付請求書

年 月 日

岩倉市福祉事務所長 殿

住所

氏名

年 月 日付け 第 号で決定された岩倉市障がい者自動車運転免許取得費助成金を請求します。

請求金額 金 _____ 円

振込口座

金融機関名	
口座の種類	
口座番号	
名義人	

様式第6（第10条関係）

岩倉市障がい者自動車運転免許取得費助成台帳

番号	氏名	手帳番号	居住地	対象経費	助成額	支払日